

四日市市上下水道局告示第16号

都市計画法（昭和43年法第100号）第62条第1項の規定により、三重県知事から「都市計画事業の変更に係る図書」の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年 3月 30日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

1 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画下水道事業

流域関連四日市市第17号公共下水道

（北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連四日市市公共下水道）

2 縦覧場所

四日市市堀木一丁目3番18号

四日市市上下水道局管理部経営企画課

（上下水道局管理部経営企画課）